

# 水道部 ニュース

## 水道料金の集金制が本年3月分で廃止となります。

集金制廃止の施行日は、平成22年4月12日です。以降は集金に伺うことは出来ませんのでご了承ください。

### ▼現在、集金制をご利用のお客様にお願い

水道部では、持続可能な水道システムの構築と健全な事業運営の維持を図るため、「小松島市水道ビジョン」基本施策に基づき事業の効率化を進めています。その一環として、集金制廃止の準備を一昨年より進めてまいりましたが、ご案内のとおり、いよいよ平成22年3月分で廃止となります。

廃止後の納入方法については、口座振替制度をご利用頂くか、納入通知書をお持ちになり、銀行等金融機関またはコンビニエンスストアに向向き、直接納めて頂くこととなります。

お申し込みがお済みでないお客様には、納入通知書を送付させていただきますので予めご了承ください。

### ▼口座振替へのお願い

本市水道事業におきましては、昨今の経済不況や人口減少化社会・環境配慮型社会への移行など直面する社会的要因と、大口需要者の撤退など地域の事情も加わり、水道の需要低下が著しく予測を上回り、料金収入の減少から経営への影響が懸念されています。

今後も水道料金にかかるコスト削減のため、業務の効率化に鋭意努めてまいります。節目となります集金制廃止時の料金納入方法（口座振替もしくは金融機関窓口、コンビニエンスストア）の選択が今後の料金事務ひいては水道事業

業経営の良し悪しに少なからず影響してまいります。何卒、ご理解いただき、この機会に徴収にかかる費用が最少で、しかも安全で便利な口座振替へと皆様のご協力をお願いいたします。

### ○口座振替の手続きは簡単です。

市内の取扱金融機関へ印鑑（お届け印）と預金通帳、最近の水道料金領収書をご持参のうえ、お申し込みください。

### ○取扱金融機関（順不同）

阿波銀行・四国銀行・徳島銀行・香川銀行・高知銀行・徳島信用金庫・四国労働金庫・東とくしま農業協同組合・徳島県信用漁業協同組合、以上県下の全店舗および、ゆうちょ銀行（郵便局）

なお、口座振替日は、毎月23日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）となっております。

### ▼納入通知書により、金融機関またはコンビニエンスストアで直接納付のお客様へ

納入方法は、水道部が発行する納入通知書を金融機関や郵便局の窓口または、コンビニエンスストアのレジに提示し、現金でお支払いください。

お近くの殆どの金融機関や郵便局、コンビニエンスストアでご利用頂けますが、平成21年10月以前に発行された納入通知書はコンビニエンスストアや郵便局ではお取扱いできませんのでご注意ください。

お近くの殆どの金融機関や郵便局、コンビニエンスストアでご利用頂けますが、平成21年10月以前に発行された納入通知書はコンビニエンスストアや郵便局ではお取扱いできませんのでご注意ください。

### ☆強制閉栓のご案内



### 突然、水道が止まることも

水道料金を滞納されている方で、事務手順に従い案内しましても連絡のない方は、長期不在あるいは悪質と見なし、小松島市水道事業給水条例に基づき強制的に閉栓をいたします。お支払い方法等ご相談賜りますので至急ご連絡ください。

### ▼水道を中止される時は

転居などで水道を中止され

不明な点など、お問い合わせは、水道部（田浦町字中西85-1 電話32・6188 FAX35・0647）まで。